

平成28年度

熊野町農業委員会

議事録

第6回

熊野町農業委員会

平成28年度第6回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成28年10月20日(木)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(13人)

委員	1番	伊藤 昭博
委員	2番	南田 正孝
委員	3番	藤友 正男
委員	4番	小田原勝好
委員	5番	伊藤 忠治
委員	6番	荒瀧 穂積
委員	7番	立花 宏保
委員	8番	益永 透
委員	9番	中原 裕侑
委員	10番	原 恭博
委員	12番	植野 宣博
委員	13番	民法 正則
会長	14番	中須 岩登

4. 欠席委員(1人)

会長職務代理者	11番	中村 家隆
---------	-----	-------

5. 議事録署名委員(2人)

委員	1番	伊藤 昭博
委員	5番	伊藤 忠治

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	曾根 和典
	(代理出席:主幹 穂坂 俊彦)
農業委員会 書記	荻野 孝雄
主事	山本 耕平

会議の概要

議長

おはようございます。

ただいまの出席委員は 13 名です。熊野町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成 28 年度 第 6 回農業委員会を開会します。

議長

はじめに、会議規則第 13 条の議事録署名者 2 名について、こちらから指名します。

議長

1 番 伊藤昭博委員と 5 番 伊藤忠治委員を指名いたします。

議長

それでは、議事日程に従って審議に入ります。

事務局より本日の議事日程の朗読をお願いいたします。

事務局

議事日程平成 28 年度第 6 回熊野町農業委員会中、下記による事件を付議する。平成 28 年 10 月 20 日 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

日程第 1 議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

日程第 2 報告第 6 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」

日程第 3 報告第 7 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」

日程第 4、報告第 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」 以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、これより審議に入ります。

日程第 1、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長	事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	はい、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年10月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登
事務局	<p>番号 農地の所在 城之堀 、 地目 登記簿 田、現況 田、面積 334 m²、 権利 使用貸借権の設定</p> <p>譲渡人氏名 城之堀</p> <p>譲受人氏名 呉市押込</p> <p>転用目的 一般住宅、 転用理由 孫 さんの住宅取得のため 以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではその次に地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。</p> <p>当案件につきましては、 委員が担当ですが、本日は都合により参加できませんので、 委員から事務局のほうに説明を依頼したということですので事務局の方でよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、それでは説明させていただきます。平成28年10月19日の午前10時半に、 委員と事務局職員で、現地調査へ行きました。</p> <p>現地は、現在休耕している状態でした。転用理由は、 さんの家を造るため、ということで、開発指導課のほうにも確認をしたところ、宅造関係の許可申請書も提出されているため、問題なく工事は行われるとのことでした。中村委員からも、とくに問題はないと意見をいただきました。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>当案件について、何か質問はございませんか。</p>
委員	少しいいですか？今回から地図が、個人名がないような地図に統一されて

きているようで、検討をつけにくかったのですが、ルールを作られたのですか。

事務局

いいえ、特には。地籍調査についてこの公図の写しについては氏名等を隠した状態ですね。

委員

まあ、結局どの土地か見当をつけるのに皆さんはすぐにお分かりになったかもしれませんが。会場名や会社名とかがあればいいですけど。

事務局

氏名等が出せるものがあれば出すようにしたいと思います。公図につきましては、地番しか表示されていないので控えさせていただきます。

議長

他にないですか。

全員

はい。

議長

質問のないようですので、了解いたします。

議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は異議ありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第2、報告6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局から朗読をお願いいたします。

事務局

報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」下記のとおりに受理したことをここに報告する。

平成28年10月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 萩原 地目 登記簿 田、現況 田、面積
966 m²外 1 筆 合計 1,109 m²
届出人氏名 55 歳 広島市安芸区矢野東
目的 相続、 権利の種類 所有権、 受理年月日 平成 2 8 年 1 0 月
1 3 日付で受理いたしました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
次に、日程第 3、報告第 7 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」事務局より朗読をお願いいたします。

事務局

はい、報告第 7 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、下記のとおり受理
したことをここに報告する。平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日提出
熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 出来庭 、 地目 登記簿 畑、現況 休耕
畑、面積 77 m²外 1 筆 合計 651 m²
申請人氏名 外 名 広島県安芸郡熊野町出来庭
転用目的 露天駐車場、 施設等 近隣土地と一体化し約 1 0 台の駐車が
できる貸し駐車場として利用する。
受理年月日として、平成 2 8 年 9 月 2 1 日に受理いたしました。以上です。

議長

ありがとうございました。次に日程第 4、報告第 8 号「農地法第 5 条第 1
項第 6 号の規定による届出について」を事務局から朗読をお願いいたしま
す。

事務局

はい、報告第 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、下記のとおり受理
したことをここに報告する。平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日提出
熊野町農業委員会会長 中須 岩登

農地の所在 城之堀 、 地目 登記簿 畑、現況 畑、
面積 181 m²、権利 所有権の移転
譲渡人氏名 滋賀県彦根市後三条町
譲受人氏名 広島市安芸区矢野東
転用目的 駐車場、 受理年月日 平成 2 8 年 1 0 月 5 日 以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局 届出に係る土地は市街化区域にあり、届出書には法定記載事項が記載され
るとともに、必要な添付書類も具備されており、適法な届出と認められるた
め、届出書を受理しました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。

議長 次回農業委員会は **11月18日(金)午前9時から** 開催予定です。
議案については 11月11日以降に事務局より配布予定です。
以上をもちまして、平成 2 8 年度第 6 回熊野町農業委員会を閉会します。
ありがとうございました。